

路外駐車場の届出に必要な書類一覧表

	必 要 書 類	建 築 物 の 場 合	建 築 物 で な い 場 合
1	路外駐車場設置(変更)届出書	○	○
2	位置図(縮尺:1/10,000以上)	○	○
3	平面図(建築物の場合は各階※1) (縮尺:1/200以上) イ. 駐車場の区域 ロ. 出入口、車路、その他主要な施設など(※2) ハ. 路外駐車場付近の道路並びに横断歩道等 など技術的基準に適合していることが確認 できる内容とする。	○	○
4	立面図(縮尺:1/200以上、2面以上)	○	—
5	断面図(1/200以上、2面以上)	○	—
6	機械式駐車装置の場合 イ. 大臣認定書の写し ロ. 仕様書又は全体組立図	○	—
7	管理規定(※3)	○	○
8	バリアフリー新法に基づく設置届出書(※4)	—	○
9	道路管理者の歩道切下げ許可書(※5)	○	○
10	公図	○	○
その他	技術的基準に適合していることが確認できない場合、上記以外の書類を求めることがあります。		

※1. 場内設備(事務所、料金徴収所、照明等)及び屈曲部、傾斜部の詳細がわかるように図示してください。

※2. 路外駐車場の出入口は次の箇所(①～⑤)に設けられません。(駐車場法施行令第7条)

①	道路交通法第44条第1項各号に掲げる道路の部分 ・交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネル ・交差点の側端又は道路の曲がり角から5m以内の部分 ・横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後5m以内の部分 ・安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の部分 ・乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から10m以内の部分(当該停留所、停留場に係る運行系統に属する乗合自動車等の運行時間中に限る) ・踏切の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の部分
②	横断歩道橋(地下横断歩道を含む。)の昇降口から5m以内の道路の部分
③	幼稚園、小学校、義務教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園、保育所、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から20m以内の部分
④	橋
⑤	幅員が6m未満の道路又は縦断勾配が10%を越える道路

【注意】上記の表は、概要であり、全ての制限について掲載したものではありません。

※3. 管理規定には次の事項を定めてください。(駐車場法第13条、施行令第16条、施行規則第2・3条)

①	路外駐車場の名称
②	路外駐車場管理者の氏名及び住所 (法人の場合は、法人の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名及び住所)
③	供用時間 (休業日、供用時間の開始及び終了の時刻)
④	駐車料金に関する事項(上限額、24時間超えた場合の措置、割引等の詳細、いずれも繰り返しの場合の措置等)
⑤	路外駐車場の構造上駐車できない自動車
⑥	路外駐車場の供用契約に関する事項 (路外駐車場に駐車する自動車の滅失又は損傷についての損害賠償に関する事項を含むこと)
⑦	路外駐車場の業務に附帯して行う燃料の販売、自動車の修理その他の業務の概要
⑧	その他、規則や政令に定める事項

【注意】上記の表は、概要であり、全ての事項について掲載したものではありません。

※4. 道路の付属物、公園施設、建築物又は建築物に附属する駐車場を除く。

※5. 歩道切下げが必要な場合のみ。